〔参考様式〕

指標連動有価証券等組入型ＥＴＦに係る管理体制等に関する報告書

2026 年 11 月 13 日

株式会社東京証券取引所
　代表取締役社長　横山　隆介　殿

管理会社名　シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
代表者の
役職氏名　　代表取締役社長　水嶋　浩雅

次に掲げるＥＴＦは有価証券上場規程第１００１条第１３号に規定する指標連動有価証券等組入型ＥＴＦに該当することから、そのカウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等、組入有価証券及び組入債権の別の資産への迅速な切り替えを行う体制並びに非清算店頭デリバティブ取引の証拠金の適切な管理に係る態勢について、以下のとおり報告いたします。

※　本報告書の「カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等」における「カウンター・パーティー等」とは以下の者をいいます。
- 投資信託財産等に組み入れる特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の発行者及び保証者（保証者については保証者がある場合に限る。）
- 投資信託財産等に組み入れる特定の指標に連動する投資成果を目的として締結された特定の者との契約に係る権利（法第２条第２２項に規定する店頭デリバティブ取引に係る権利、商品投資等取引に係る権利又は投資信託法施行令第３条第７号に掲げる金銭債権に限る。）の当該契約の相手方及び保証者（保証者については保証者がある場合に限る。）

１．対象となるＥＴＦ

コード	銘柄名	投資対象（※）
682A	半導体ブル 2 倍 ETF（OTC スワップ型）	OTC スワップ契約に係る権利

※　リンク債やＯＴＣスワップ契約に係る権利など、主となる投資対象を記載してください。

２．カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等について

（１）組入有価証券又は組入債権の権利の内容及びカウンター・パーティー等の概要

（組入有価証券又は組入債権の権利の内容の概要）

当ファンドが行う OTC スワップ取引は、当ファンドの対象指標（または、対象指標の根拠となる原指標）に基づいて算出される金融指標（以下「参照指標」といいます。）を参照します。当ファンドは、参照指標のリターンをカウンター・パーティーと授受することで、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して運用を行います。

（カウンター・パーティー等の概要）

カウンター・パーティー等の名称	区分	概要

BNP Paribas S.A.	相手方	所在地：16, boulevard des Italiens, 75009 Paris, France 代表者：Jean-Laurent Bonnafé フランスに本社を置く国際的な総合金融機関であり、投資銀行業務、グローバルマーケッツ業務、コーポレートバンキング、プライベートバンキング、資産運用業務等の幅広い金融サービスを提供しています。

（２）カウンター・パーティー等の選定基準及びその適合状況

当社では、「運用管理規程」において、スワップ取引を含む店頭デリバティブ取引のカウンター・パーティーに関する基準を設けています。新規のカウンター・パーティーと取引を開始するにあたっては、事前に十分なデューデリジェンスを行い、財務の健全性、コンプライアンス状況（行政処分の状況を含みます。）、システムの安定性、サービスの品質、バックオフィスの体制、リスク管理体制等を検証した上で、稟議決裁を受けます。

また、同規程及び「取引執行基準」に基づき、店頭デリバティブ取引のカウンター・パーティーは、最低長期信用格付がA－以上であることを条件とし、複数の格付けがある場合には、上から２番目の格付けを適用します。使用する格付会社は、スタンダード＆プアーズ（S&P）、ムーディーズ、フィッチ・レーティングス、日本格付研究所（JCR）及び格付投資情報センター（R&I）とします。また、ISDA契約の締結を条件とします。

上記２．（１）に記載したカウンター・パーティーは、以下のとおり、これらの条件に適合しています。

BNP Paribas S.A.： A+（Standard & Poor's, 2026年４月13日）

（３）カウンター・パーティー等の財務状況等に係る管理体制

カウンター・パーティーの財務状況等のモニタリングは、運用本部の運用担当者が行います。具体的には、カウンター・パーティーが公表する財務諸表等や格付会社が発表する格付けの動向を日々確認します。そのモニタリング結果は、リスク管理統括本部に報告されます。別途、リスク管理統括本部においてもモニタリングを行い、両部は定期的に（または、必要に応じて随時）開催される運用リスクの管理状況に関するミーティングにおいて、カウンター・パーティーの財務状況等を検証します。

リスク管理統括本部は、カウンター・パーティーの財務状況等のモニタリング結果を含む運用リスクの管理状況について、定期的に開催される投資政策委員会および運用管理委員会において報告し、当該委員会において、その適切性を検証します。また、四半期毎の取締役会においても同様の報告を行い、取締役会はその適切性を確認します。

これらの管理は、「運用管理規程」及び「取引執行基準」、「運用リスク管理規程」に定める取引先管理、運用リスク管理並びに委員会・報告体制を踏まえて行います。

（４）カウンター・パーティー等の財務状況等の著しい悪化が明らかになった場合における投資信託財産等の毀損の可能性を軽減させるための措置及び毀損が生じた場合の対応に係る体制

上記２．（２）のとおり、カウンター・パーティーをスクリーニングすることで、債務不履行等により投資信託財産等が毀損するリスクを軽減します。また、取引相手方との担保授受により、信用リスクの低減を図ります。

「運用管理規程」及び「取引執行基準」に基づき、カウンター・パーティーの信用格付が、降格や

取下げ等により所定の条件に適合しなくなった場合には、原則として当該カウンター・パーティーとの取引を終了します。ただし、当該取引相手方から十分な担保を受けている場合、又は取引満了までの期間が短い場合等、格付引下げ時点の取引状況によりリスクが低いと判断される場合には、取引の継続を可能とします。取引継続の可否については、運用本部長及びリスク管理統括本部長が協議の上、決定します。

財務状況等のモニタリングにおいて、カウンター・パーティーの財務状況等の悪化が事前に確認された場合には、投資信託財産等を保全するため、当該カウンター・パーティーとのスワップ取引の条件変更（変動証拠金の最低移転額の変更等）、あるいはスワップ取引のカウンター・パーティーの変更等の対応を検討します。

こうした措置を講じてなお、投資信託財産等に毀損が生じた場合には、毀損の金額および当ファンドへのその他の影響の最小化を図るとともに、当該事実を速やかに開示します。

（５）カウンター・パーティー等に関する情報の配信に係る体制（情報の配信方法等）

当ファンドが行うスワップ取引のカウンター・パーティーは、ポートフォリオ・コンポジション・ファイル(PCF)や月次レポート等で確認できます。当ファンドの投資家等がカウンター・パーティーの財務状況や信用格付等の情報を確認できるよう、当社ウェブサイトの当ファンド関連ウェブページにおいても、当該情報への URL リンクを設置します。

３．組入有価証券及び組入債権の別の資産への迅速な切り替えを行う体制

当社は、指標連動有価証券等組入型 ETF を組成・運用するにあたっては、複数のカウンター・パーティー等と対象取引を行う等、リスク分散に努めるものとします。上記２．（３）のとおり、カウンター・パーティー等の財務状況等のモニタリングを行った結果、あるカウンター・パーティー等において、財務状況等の悪化、スワップ取引の義務の不履行やオペレーションへの疑義といった事象が確認された場合、同一または同等のスワップ取引を提供可能な証券会社等との取引開始に向けて迅速に協議を行います。

これらの管理体制は、「指標連動有価証券等組入型 ETF の管理マニュアル」に定めるものとします。

４．非清算店頭デリバティブ取引の証拠金の適切な管理に係る態勢

当ファンドが行うスワップ取引は、非清算店頭デリバティブ取引に該当します。スワップ取引を行うにあたっては、カウンター・パーティーとの間で ISDA Master Agreement（Schedule や Credit Support Annex 等の関連契約を含めて「ISDA 契約」といいます。）を締結します。

スワップ取引の契約当事者は、スワップ取引の時価および必要証拠金額を毎営業日計算します。カウンター・パーティーから提示される時価および必要証拠金額について、その妥当性を確認するとともに、差異が生じた場合にはカウンター・パーティーとの協議を行い、適切に対応します。契約当事者は、受入担保の残高及び保管状況を継続的に確認し、適切に管理します。ISDA 契約においては、クロス・デフォルト条項や自動早期終了条項を含む契約終了規定、債務不履行や紛争等に関する条項も定められています。

当ファンドが行うスワップ取引では、ISDA 契約に基づいて、カウンター・パーティーと変動証拠金の移転を行うことで信用リスクの低減を図ります。変動証拠金の担保適格資産、ヘアカット、評価方法、最低移転額等は、カウンター・パーティーと協議の上、ISDA 契約に明記されています。具体的には、適格担保資産は(1)日本円現金、(2)円建ての日本国債のいずれかとします。日本国債を担保とする場合には、残存期間に応じて 1%から 10%のヘアカットが適用され、評価価値を割り引きます。必要証拠金額を計算の上、差入または返還の金額が最低移転額を超過する場合には、当ファンドとカウンター・パーティーの間で変動証拠金の移転を行います。最低移転額は 2,500 万円で、また、移転する金額は 100 万

円単位に四捨五入します。ただし、契約当事者に債務不履行等の指定事由が発生する場合には、最低移転額は 0 円とします。最低移転額の 2,500 万円は、ISDA 契約で日本円現金を証拠金とする場合の標準的な水準であり、当社が当ファンド以外の運用において採用している水準とも整合的です。将来的なファンド規模の拡大を見込むこと、対象指標のボラティリティが相対的に大きいことを勘案して、この金額を採用しました。

当ファンドが行うスワップ取引では、想定元本額を勘案して金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条の適用除外とされる限りにおいて、カウンター・パーティーとの当初証拠金の移転は行いません。設定・上場時点の想定元本は 3,000 万円程度であるため、適用除外となります。当ファンドの信託金限度額は 1 兆円であり、ファンド規模が順調に成長する場合には、適用除外の対象外となる可能性があります。当社では、日々の運用管理業務において ETF の純資産総額等をモニタリングしておりますが、当ファンドに関しては、上記の証拠金規制に対応するため、スワップ取引の想定元本額を合わせてモニタリングすることとします。

これらの証拠金管理体制に関して、当社では当ファンドの受託銀行である三井住友信託銀行に業務委託（「CSA 業務の委託／受託」といいます。）を行います。同行は CSA 業務の受託に関して豊富な実績があり、適切な体制が整備されています。当社は、ファンドの受託業務を含めて、同行の業務状況をモニタリングします。また、変動証拠金および当初証拠金に関する契約条件や管理方法については、関連法令・規制の動向、カウンター・パーティーの財務状況、当ファンドの純資産総額の増減に伴うスワップ取引の規模の変化等を総合的に勘案し、必要に応じて見直しを行います。

以　上